随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和7年5月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	住民情報系情報セキュリティ強靭化システムOSバージョンアップ業務	NECフィールディング株式会社　南大阪支店	40,942,000	R7.5.29	本業務は、住民情報系情報セキュリティ強靭化システム（以下「当該システム」という。）について、当該システム全体の機能を損なうことなくOSのバージョンアップを行うことを目的とするものである。 当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握やプログラムの内容、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化、費用の増加等が発生する恐れがあり、当該システムの安定的なシステム稼働に影響を与え、住民情報系に属する業務システムに動作影響を与えることになり、結果として市民に多大な不利益をもたらす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。 以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者であるNECフィールディング株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									